

受企相第4 - 40号
平成21年8月11日

日本共産党鳥取市議会議員団

団長 村口 英子 様
角谷 敏男 様
伊藤 幾子 様

鳥取市長 竹内 功

市政要望に関する申し入れ（回答）
（対平成21年7月21日付け）

このことについて、別紙のとおり回答します。

【陳情・要望に関する担当】

鳥取市尚徳町116番地 鳥取市役所本庁舎

企画推進部市民総合相談課：富田

0857 - 20 - 3158

E-mail shiminsoudan@city.tottori.lg.jp

【要望事項 1】

福祉作業所の支援のなかで、物品の購入や役務の提供など発注が特定の作業所に偏ることがないように、担当課が必要な調整をおこなうこと。また、少ない人員のもとで職員がおこなっている各種審議会のテープ起こしや文書の発送作業などは、発注を検討すること。

【回答 1】

鳥取市内における福祉作業所は、比較的小規模な作業所が多いため一時期に特定の作業所に多くの物品購入や役務の発注が集中した場合、対応困難な場合があります。

また知名度が低いなどの理由により、物品や役務の発注が少ない作業所もあるようです。

各課により、必要な物品、役務の需要は種々異なるため、担当課により一律に調整することは適切でない場合もありますが、各作業所で購入可能な物品、提供可能な役務などの情報を幹部会などの機会を捕らえ各課へ十分周知することにより、特定の作業所に集中することのないよう物品購入、役務の提供の発注への協力を呼びかけていきたいと考えています。

また、テープ起こしの作業、文書の発送作業等の役務の発注についても併せてより積極的な協力を依頼していきたいと考えています。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

福祉保健部 生活福祉課（電話番号：0857-20-3471）

【要望事項 2】

今日の零細・自営業者の支援のため、小規模修繕等工事希望者登録制度は活用を全庁的におこなうために、各部各課のとりくみ状況を適時提出すること。また、30万円以下の発注は事務量や金額の多少の増加があっても、地域活性化交付金の活用もおこない、公共施設の修繕や草刈作業などの分割発注もすすめて、より多くの登録者が受注出来るようにすること。

【回答 2】

本制度は、平成17年度から実施しており、各部署の年度別発注実績及び本年度第1四半期の発注実績は、別紙1のとおりです。

今後も概ね四半期ごとにとりまとめを行い、適時、庁内各部署への情報提供を行います。

また、平成20年度からは、発注担当課での見積り徴収業者数を従前の3者

から2者へ簡素化するなどの要綱・運用改正を行い、本制度による発注促進に努めています。今年度は、第1四半期で21件、95万4千円（平成20年度第1四半期0件）の発注実績となっており、引き続き、各部署への発注促進を呼びかけてまいります。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

都市整備部 都市政策課（電話番号：0857-20-3259）

【要望事項3】

最近、警備会社に勤務する市民から仕事はかなり少なくなっているとの声が寄せられている。なかには、生活保護を受けざるをえないほどの窮状がある。道路の補修など公共工事の発注に努力されているが、工事の安全の確保とともにさらなるとりくみを要請したい。

【回答3】

本市発注工事では、工事中の交通事故防止について特に留意することを現場説明書に明記し、受注業者に対して工事の安全確保を強く求めております。さらに、工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、なるべく県内業者と契約することを求めております。

当事者間の自由な事業活動への干渉となる警備会社の指定などは、発注者の権限外と考えますので、引き続き、発注工事量の増加と工事の特性に応じた適正な交通誘導員の配置に努めてまいります。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

都市整備部 都市政策課（電話番号：0857-20-3259）

【要望事項4】

鳥取市は同和対策を特別対策から一般対策に移行をすすめているが、鳥取県に対し改良住宅の入居は、すべて公募にして一般対策でおこなうよう要求すること。また、市営分を含めた入居手続きは、人権福祉センターなど地元の地域にまかせずに担当課が責任をもって入居手続きをおこなうこと。

【回答4】

受託県営住宅については、鳥取市が管理代行をしており、とっとり市報や鳥取市ホームページ等で住民への周知を行い、広く入居者を公募できるよう図っ

ていきたいと考えます。また、入居申し込みの受け付けに際しては公平適正なものになるよう引き続き努めてまいります。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

都市整備部 建築住宅課（電話番号：0857-20-3291）

【要望事項5】

市営住宅の身体障害者住宅に入居している障害者に対し、訪問ヘルパーの駐車場利用を理由に駐車料を徴収しているが、公正な福祉行政をすすめるためにも、即時中止すること。

【回答5】

身体障がい者向け住宅専用の駐車場については、入居資格、条件で車いす使用者で介護を必要としていることから、団地の自治会関係者等と協議し自動車税を減免されている場合と同様に駐車料を免除することを検討します。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

都市整備部 建築住宅課（電話番号：0857-20-3291）

【要望事項6】

個々の状況に応じてきめこまかな子育て支援として、学童保育の保育料のひとり親、兄弟姉妹、低所得世帯などへの減免制度をつくること。

【回答6】

本市では、放課後児童クラブの運営を保護者会へ委託するにあたり、国・県の補助基準額に市独自の助成分を加算し、クラブの規模にかかわらず毎月の保護者負担が3千円程度となるよう、委託料を支払っています。

この保護者負担金額は、放課後児童クラブの社会福祉事業としての性格も考慮し低額に設定しているものです。

財政状況の厳しい中でもあり、まずは71人以上の大規模児童クラブ解消や年間250日開設、待機児童解消に向けた施策を優先すべきと考えています。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

教育委員会 学校教育課（電話番号：0857-20-3376）

【要望事項 7】

国保料の減免は、後期高齢者医療制度の減免制度を画一的に準用しないで、病気や廃業などによる収入減による事情を考慮しておこなうこと。また、派遣切りや失業に伴って加入した生活困難な市民に対して、国の補助金活用もおこない、専用の相談窓口や電話相談の開設など、市民生活を守る立場で十分な体制をとること。

【回答 7】

国民健康保険は、被保険者の保険料を主な財源として運営を行なっている相互扶助の医療保険制度であり、保険料収入を確保することが運営上重要ですが、災害や病気など特別な事情により、保険料の納付が困難な被保険者に対しては、減免制度を設けております。

本市における国保料の減免については、被保険者と直接接触し、個別に事情をお聞きした上で、減免基準に該当する場合には、減免することとしています。

また、離職者に対する国保料の納付相談については、駅南庁舎の担当職員全員（9名）及び各総合支所の担当職員（各1名）の体制により、個別に事情をお聞きした上で、困窮者の立場に立って対応しております。

【本件に関するご質問・お問い合わせは下記まで】

福祉保健部 保険年金課 （電話番号：0857-20-3480）